

# やちよ 農業委員会だより

第118号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

## 農業委員活動を考える

農業委員 大久保 隆 夫

担当地区(尾崎、大間木、舟戸、  
芦ヶ谷新田)

農業委員 小林 一 郎

担当地区(兵庫沼端、前田、伊勢山、  
根ノ谷、菅谷西)

農業委員 藤 平 孝 雄

担当地区(久下田、高崎、大渡戸、  
大里、小屋)

農業委員に就任して、任期の半ばを迎えようとしています。

毎月行われる農地転用等の申請案件の現地調査、定例総会で議案の審議を行っておりますが、責任の重さを感じています。現地調査に於いては、過去に無許可で農地に建築したものがたくさんあるのに驚きました。もうひとつは、二世帯住宅のための農地転用が多くあります。昔から続いた家族関係が失われて行くのに複雑な気持ちになりました。農業を取り巻く情勢は、厳しさを増す一方であります。五年後には、転作が廃止されようとしています。また、T P P問題、農業就農者の高齢化や後継者不足等さまざまな問題があります。地区別の耕作放棄地調査では、安静地区が一番多くその中には、耕作できる田畑があるので意欲のある農家に農用地利用銀行制度で有効活用ができるように推進していきたいと思えます。今後も優良農地を守り安定した農業ができるように、頑張つて参りたいと思います。

農業委員に就任して任期の半ばを迎えようとしています。定例総会後の研修会等で学んできましたが、農業委員の責任の重さと自分の力不足を感じています。毎月行われます申請案件の現地調査で、気づいたことは、過去に農地のまま建物を建ててしまっている農地のまま案件が数多くあるのに驚きました。今後も、農地転用制度の周知活動や是指導をして行きたいと思えます。また、米の生産調整制度やT P Pの問題など農業を取り巻く環境は、情勢がますます厳しくなると思えますが、農用地利用銀行の活用を推進し、耕作放棄地を防止し農地の効率的活用と担い手の育成等、地域農業の活性化のために任期の最後まで務めて参りたいと思っています。

民主党から自民党へ政権が移り、アベノミクスも景気を「陽」にしようとする三本の矢(金融緩和、財政出動、成長戦略)を繰り出しました。それに水を差すのがT P P交渉、コロナ変わる農政に振り回されている農家の人達や、損を被る国民が、春に向けて交渉がヤマ場を迎える中で注視しているところです。弱肉強食の餌食にならない様しっかりした農政の舵取りをしてほしいと思えます。しかしながら農業委員として毎月の現地調査や総会を通して気づいたことは、高齢化や後継者不足等で農業をやめる人達や農地の売買が多くなってきた様に思えます。多様な農業がある中で、農業就業人口のうち65歳以上が六割、そのうち半分は、75歳以上だという。耕作放棄地や遊休農地などが有効活用できる「農用地利用銀行」を活用してもらい農地を守り活性化のため助言ができるよう取り組んでいきたいと思えます。



## 農業委員選挙人名簿 登載申請書審査終わる

平成26年1月1日現在の農業委員選挙人名簿登載申請の提出に基づいて、農業委員会で審査を行い、1月31日町選挙管理委員会に送付しました。その後、町選挙管理委員会で諸手続きを経て、3月31日に決定されます。

平成26年度の有権者数は、男3,597人、女3,043人、合計6,640人と見込まれます。

県西農業共済組合より推薦をいただきましてから約一年がたちました。農業を基幹産業として生活してきた当町も近年は、農業従事者の高齢化それに伴い、担い手不足により耕作放棄地等が数多く見受けられます。そんな現状の昨今、農業委員の役割として地域住民の代表として信頼された公正公平な審議を心がけて優良な農地を守るよう取り組んで行きたいと思っております。

## 農地の転用には 許可が必要です

農地は、農地法により農地以外に利用すること(転用)が制限されています。農地に家を建てたい、または駐車場にしたいなど、農地以外の目的で使用する場合は農地法の許可が必要です。

農地転用をお考えの場合は、まず、農業委員会事務局へご相談ください。

## 全国農業新聞

～全国農業新聞を  
購読してみませんか～

全国農業新聞は農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する、経営とくらしに役立つ農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

○購読の申し込みは、お近くの農業委員または農業委員会事務局まで。  
(毎週金曜日発行 購読料:月600円[送料、税込み])



## 農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

農業委員会では安心して豊かな老後を過ごしていただけるよう、農業者年金を積極的に推進しております。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。皆さんも農業者年金加入のご検討を。

### ☆農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。～年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。～

### ☆農業者年金3つのポイント

#### ○少子・高齢に強い積立方式の年金

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。

#### ○終身年金で80歳までの保証付き

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

#### ○支払った保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

農業委員会では農業者年金を積極的に推進し、平成25年度の新規加入者は1月末現在で31名となっております。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。皆さんも農業者年金に加入して安心して豊かな老後を。

農地・農業者年金・全国農業新聞等に関するお問い合わせは、お近くの農業委員または、農業委員会事務局(TEL 49-3948)まで